

消防署 だより

松前消防署 ☎ 984-3404
FAX 984-4011

野焼きによる火災にご注意を

近年、伊予消防管内で、野焼きが原因の火災が多発しています。

野焼きは、原則法律で禁止されています。家庭でみ^{せんてい}や剪定した木は焼却せずに、ルールを守ってごみ出しをしましょう。

ただし例外として、農業者が行う稲わら・麦わらなどの焼却、害虫駆除のための枯れ草の焼却のほか、どん^{どん}ど焼きや不要となったしめ縄・門松などを焼く行事などは認められています。

野焼きが原因による火災のほとんどが、ちょっとした不注意で発生しています。まずは野焼き以外の処分方法を考え、やむを得ず行う場合は、次のことに注意して、野焼きによる火災を予防しましょう。



▶消防署への届け出

誤報で消防機関が出動するなどの混乱を避けるため、火災と紛らわしい煙などが発生する行為をする場合には、事前に届け出が必要です。電話（☎ 984-3404）で届け出することもできます。

なおこの届け出は、消防署が事前に野焼きを知^しるためで、容認するものではありません。ご注意ください。

※ 届け出後の気象条件により、消防署から野焼きを中止するよう連絡をすることがあります。

▶野焼きの注意事項

- ・ 風の強いとき、空気が乾燥しているときは実施しない。
- ・ 水バケツや消火器などの消火の準備をしてから実施する。
- ・ 燃えやすい物の近くで実施しない。
- ・ 日中で作業を終わらせ、消火するまではその場所を離れない。
- ・ 終わった後は、確実に火を消す。
- ・ 火が燃え広がり拡大した場合は、無理に消火せず、身の安全を確保し、すぐに 119 番通報をする。



▶周辺住民への配慮

周辺に住宅がある場所で野焼きを行う場合は、煙の臭いが洗濯物に付着するなど、苦情の原因になります。少量ずつ焼却し、大量の煙を出さないなどの配慮をしましょう。

なお、周辺の住民等の生活環境保全に支障を与え、苦情がある場合は、指導の対象となります。



問（業者が行う野焼きに関すること）
町民課生活環境係 ☎ 985-4117
（農地等で行う野焼きに関すること）
産業課農業振興係 ☎ 985-4119